

## 『国際法先例彙輯（10）同盟』 解題(2・完)

佐藤 哲 夫\*

- I はじめに
- II 日英協約
  - 「三 日英協約（明治三十五年、明治三十八年、明治四十四年）」
    - (一) 第一回日英協約（明治三十五年）
    - (二) 第二回日英協約（明治三十八年）
    - (三) 第二回日英協約（明治四十四年）
    - (四) 日英協約と帝国の世界大戦参戦（以上第1巻第1号）
    - (五) 国際連盟の設立と日英協約改訂問題（以下本号）
    - (六) 日英協約の効力問題一附、対連盟通告文の効力問題
    - (七) 「ワシントン」会議と日英協約一日英協約の終了
- III 種々の同盟条約
  - 「四 日仏同盟、日露同盟及び日英露仏同盟条約締結交渉（大正三年）」
  - 「五 英仏露三国の単独不講和宣言（所謂倫敦宣言）に対する加盟（大正四年）」
  - 「六 第四回日露協商及び秘密同盟条約（大正五年）」

## (五) 国際連盟の設立と日英協約改訂問題 (162-177 : 16頁)

第三回日英協約の効力は1921年7月に終了する旨規定されていた。終了時期の接近してきた大正9年（1920年）5月に、英国大使は、内田外務大臣と会見した際に、「国際連盟の将来は兎に角、現に存立する以上同盟も現形の儘存続し難く従って単純なる継続とせず之を改訂すること必要な旨を述べたるに對し外務大臣も同感なる旨を答えたり。」さらに、同大使は「同盟を継続することとなるに於いては国際連盟規約と矛盾せざる形式に於いて継続すべき旨の通告を此の際日英両国より連盟に発送することとする方可然」とも述べた（162頁）。そして、「同大使一己の私案」として次のような通告文を送付してきた。

「The Governments of Japan and Great Britain have come to the conclu-

\* 一橋大学大学院法学研究科教授

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第1巻第2号2002年6月 ISSN 1347-0388

sion that the treaty of alliance now existing between their two countries, though in harmony with the spirit of the Covenant of the League of Nations, is not entirely consistent with the letter of that Covenant, which both Governments earnestly desire to respect.

They accordingly have the honour jointly to inform the League that they recognise the principle that the said Treaty can only be continued after July, 1921, in a form which is not inconsistent with the Covenant.]

日本政府は、閣議により、この通告案文を決定した。珍田大使が英国外務大臣にその旨を述べた際に、同大臣は、recognise the principle 以下を that if the said Agreement be continued after July 1921, it must be in a form which is not in consistent with that Covenant. に変更することを提案し、珍田大使はそれに同意を表明した (166頁)。

その後、両国政府は協議の後に、7月8日に連盟に通告することとなった (167頁) (通告文は別紙第四号：172頁)

なお、参考資料として、次のものが載せてある。

(参考一) 日英協約改訂問題に対する中華民国の態度 (173頁)

(参考二) 日英同盟と国際連盟 (「ペーサー」博士意見要略) (174頁)

#### (六) 日英協約の効力問題——附、対連盟通告文の効力問題

(178-205：28頁)

大正10年 (1921年) 5月9日、日英同盟改訂問題について林公使は英国外務大臣と会見した。次いで、英国大使が日本国外務大臣を来訪して同盟問題に関して提言をしたが、その内容が前記の英国外務大臣の趣旨と異なるために、本国政府の訓令写しの送付を申し入れたところ、次のようなもの (訳文) (別紙第一号：178頁) であった。

「[国際連盟に対する] 通告中には(1)日英協約は現状の儘にては国際連盟と一致せざること及び(2)もし本年七月以後に継続せらるる場合には国際連盟と一致する形式に於いてせらるべく換言すれば現在の形式に於いてはせられざることの二箇の陳述を含むものに有之候

叙上の見地より本年七月十三日以前に何れの当事国も何等の措置を執らざるときは現行協約第六条の規定に拘わらず協約は消滅すべしとの結論に達するものと思わせられ候

其の故は国際連盟に対する通告は協約より後に行われ従って明らかに該協約を修正するの意図に出でたるものなるが故に有之候

以上は単に本使一箇の私見に有之候得共英国政府今回の提議は同政府に於いても亦此の儘何等の措置をも執らざるに於いては協約は消滅すべしと思考し居れることを表明せる様認められ候」

これに対する日本側の立場は、外務大臣が林大使に宛てた訓令（5月21日付け）によれば、次のようなものであった。

「共同通告は之を厳正に解釈せば畢竟両国に於いて連盟規約を尊重するの誠意を表示し日英協約を将来に存続するに当たっては連盟規約の条章に順応して本年七月迄に相当条文の修補方を約し且つ其の旨内外に宣明せるものに外ならず即ち該通告の結果両国は同盟修補に関する Moral obligation を負うに至れりと雖右共同通告を以て直ちに現行協約第六条に規定せられたる協約廃棄の意思表示と見なし難きは勿論にして従って該通告に予定せる商議期間即ち本年七月迄に商議完了せず新協約の成立を期し難しとするも之が為現行協約の効力に影響を及ぼすこと無く即ち現行協約は第六条第二項の明文に遵い両締盟国の一方より廃棄の意思を通告せざる限り依然有効に継続」と理解する（外務大臣の訓令：182-183頁）。

日本国外務大臣は、英国大使に対して書簡を送り、この問題に関する日本政府の見解を次のように説明した。

「現行協約の有効期間に関する法律的解释に就いては我が方専門家の意見に抛れば貴見と根本の差異有之即ち右専門家の見解は閣下の御参考までに封入せる別紙摘要の通りにて畢竟客年七月の共同通告は現行同盟協約第六条の規定に影響を及ぼすものに非ずとのことに有之候はたまた該通告案文協議当時の実状に顧みるも『カーゾン』卿及び珍田伯共に該通告文原案“the said Treaty can only be continued after July 1921”云々にては何となく同盟継続の意思無きが如き印象を与うるの虞ありとのことに意見合致し結局 “If the said agree-

ment be continued ….”と修正することとなる次第にて従って当時の意思が客年七月共同通告中に本年七月迄に商議完了を期し難き場合には同盟を廃棄すべしとの意味合いをも含めたるものに非ざりしは明白なる事実と被認候(別紙第一号：183-185頁)(英国大使宛書簡附属別紙：187頁)。

以上の様な日本側の所見に対して、英国外務省の極東部長による英国外務省の見解は、連盟に対する通告は、同盟協約第六条に所謂「ディナンシエーション」と見るべく、そして右通達をなしたる以上連盟に対し、日英両国は来月十三日以後には同協約を規約に合致せしむるの確約をなしたるものと言わざるべからずとする。「此の際同盟協約の効力を三ヶ月間延長する事とし其の旨を連盟に通知するを以て至当と思考するものなり。しこうして其の際には連盟規約を重んずるの精神より特に規約と抵触する部分は無効たるべき旨の但し書きを設くるの必要あり。右は外務省法律顧問の意見に基づくものにして実は既に連盟に対する日英共同通告文案の起草を終わり近日中に英国外務大臣に確認を得林大使に之を送付せんと考え居る次第なり」という(189-190頁)。

《日本側は實際的解決案の模索へ動く。》帝国外務大臣は在英林大使に対して、我方に於いて法律論を固執せんとするに非ざるも他日の誤解を遺さざるため、次の如き趣旨の書面を英国外務大臣に手交し、實際的便法として修正折衷案をめざすことを命じた(191頁)。

「……帝国政府の所見は……書簡及び同附属別紙に網羅しあるを以て委曲右にて御承知あらんことを希望する次第なるが翻って考うるに此の種の論議を重ぬることは成る可く之を避ける方得策なるべきやに思考せらるるを以て法律的解释に関する相互の主張を留保すとの了解の下に別に實際的解決の便法を講ずることとしたく……只客年共同通告の行き掛かりに顧み連盟に対し一応両国政府の態度を表明し置く方妥当なるべき……。」

こうして、6月8日以降、日英双方とも自らの立場を維持しながらも、折衷案の協定作成のための交渉が続けられていった(192-197頁)。6月28日に至り、英国外務省は外務大臣宛在英林大使宛書簡(別紙第一号：198-200頁)及び連盟宛共同通告案(別紙第二号：200-201頁)を手交したが、この内容は従来の英国の立場を維持したものであった。《ところが、思いがけない転換が起きた。》「然る

に、七月二日英国外務大臣は自署の書面を在英林大使に寄せ客年七月七日両国政府より国際連盟に対し為したる通告書の解釈に関し英国政府は更に考慮を加えたることを告げ同盟条約の消滅に対する帝国政府の意見を十分に攻交し英国政府当初の主張を固執せざることを声明し、更に新時局に応じ国際連盟に対する通告新案を提出し来れり。」(197-198頁)

日本政府は、7月4日、英国の通告案に異存無き旨を、英国外務省に回答した(別紙第一号：203-204頁)。

「右の如く英国政府が帝国政府の意見に同意せる経路に付考究するに初め客年七月の対連盟通告を以て廃棄通告なりとする英国政府法律部員 (Law office of the Crown) に対し英国外務大臣は同意せざりしも此の見解を日本政府に一応通告して、日本政府の反対に遭うや、時恰も自治領首相會議に於いて同盟継続に関し全会一致の結論に達し兼ねたるを以て、幸い英国政府の大法官 (Lord Chancellor) をして条約の自動的継続論を発表し、以て他の法官の意見を排斥したるものの如し。事実七月四日英国外務大臣は林大使に対し、右の事情を明かにしたり。」(203頁)

こうして、7月7日、次のような共同通告に署名がなされ、即日、連盟に発送された。

#### 「国際連盟に対する共同通告

日本国及び大ブリテン国政府は千九百二十年七月八日付共同通告を以て千九百十一年七月十三日の日英協約が千九百二十一年七月以後に継続せらるる場合に於いては連盟規約と矛盾せざる形式に於いてせられざるべからずとの主義を両国政府に於いて承認せる旨国際連盟に通告したるに因り両国政府は今後更に何等の措置を執るに至る迄本協約の効力存続中もし本協約条項に規定せられたる手続と国際連盟規約に規定せられたる手続と相抵触する事態発生したるときは連盟規約所定の手続を採用すべく協約所定の手続に拠らざることに合意成立したる旨ここに連盟に通告す」

(七) 「ワシントン」會議と日英協約——日英協約の終了(206-210：5頁)  
《日英協約終了の記述は簡単である。》大正10年(1921年)、ワシントンにおい

て署名された「太平洋方面に於ける島嶼たる属地及び島嶼たる領地に関する四国条約」第四条は、その第1段において、「本条約は締約国の憲法上の手続に従い成るべく速やかに批准せらるべく且つワシントンに於いて行わるべき批准書寄託の時より実施せらるべし」と規定した後、第2段に於いて、「千九百十一年七月十三日ロンドンに於いて締結せられたる大ブリテン国及び日本国間の協約は之と同時に終了するものとす」と定めていた。ここにおいて、日英協約は四国条約の批准書寄託の日、すなわち大正12年(1923年)8月17日をもって終了するにいたった。なお、四国条約署名に際して、日英両国政府間に次のような文書の交換がなされた。《以下は、英国側の文書。日本側の文書も類似のもの。》

「……英国政府は日英同盟が殆ど二十年に亘る間に為し遂げたる多大の功績に対し英国政府の心情を銘記せんことを希望致し候英国政府は本同盟の創設したる緊密なる結合と責務とに対し貴国政府の示されたる信誼を深く多とし尚又既往に於いて斯くも能く運用せられたる同盟が今や発展して範圍更に広汎にして且つ大なる器となり両国伝来の友誼を永続せしめ以て太平洋に重大なる利害を有する四大国附の親善関係を増進せんとするを見て欣懐措く能わざるものに之有り候……」(206-208頁)

### III 種々の同盟条約

#### 「四 日仏同盟、日露同盟及び日英露仏同盟条約締結交渉(大正三年)」

##### (一) 仏国の同盟提議 (211-216: 6頁)

大正3年(1914年)8月4日在本邦仏国大使は加藤外務大臣に対し、大使一個の意見として此の際日仏両国間に同盟条約の成立を見ることを得れば大慶なりと申し出た。更に次のような提案及び日仏同盟条約案を送付してきた。

「仏国は日本と更に密接なる関係を結ばんことを希望し千九百十一年日英両国間に締結せられたる同盟条約の規定に加盟せんと欲す

仏国は之に依りて其の極東領並びに其の権利の尊重を一層確実に担保することと思考す

現時独国に対して為しつある戦争に於いて仏英露連合三国は各其の兵力の全部を使用し得ることに關し最も大なる利害を生ずるものなり現時の状況の下に締結せられたる仏日同盟条約は露国に対し一切の危険が極東より除去せられ且つ其の利益は極東に於いて迫害せられずとの担保を同国に与うべしと考察せらる露国は之に依りてシベリアに駐屯する重要な兵力を使用し独国に対する戦争に之を参加せしむるを得べし

……

### 案

……フランス共和国政府及び日本皇帝陛下の政府は千九百十一年七月十三日日英兩國間に締結せられたる同盟条約を仏日兩國協定の基礎と為し之に依りて兩國間の互約を拡張せんと決し左記諸条を採納するに一致すると同時に如何なる場合に於いても左記諸条は英国又は露国に反抗するが為に両締約国の一方又は他方に依りて援用せられ能わざるものたることを特記す

第一条 千九百七年六月十日の仏日協約並びに兩國間に締結せられたる一切の条約及び協定は明らかに維持せられべし

第二条 以下(千九百十一年日英条約第一条乃至第六条の訳文)」

## (二) 露国の同盟提議

(216-221 : 6頁)

一方8月10日在露本野大使が露国外務大臣に面会した際に、同大臣は次のように話した。

「……今回の事変発生前約二週間本大臣は駐英露国大使に訓令し露国は日英同盟に加入したき希望を有す之に対する英国政府の意向如何を尋ねしめたるに英国外務大臣は大いに此の考案を歓迎し其の節『グレイ』氏は左の如き言を用いたりと言う『I am very much taken by this idea』……今更申す迄もなく日本国が英露仏三国と協同し今回の戦争に加入せられんことは本大臣の切望する所なり云々」

## (三) 英国政府との協議

(221 : 1頁)

仏国及び露国の同盟提議に対し、加藤外務大臣は、「日英同盟は之と共同の敵

たる一定の目標を有したるものなるも、今露仏両国の加入を容(ゆる)すに於いては該同盟は事実目標なきものとなりて、攻守同盟たるの特色を失い、一種の『アンタント』に過ぎざるものとなり、他方に於いて日英同盟の効力を薄弱ならしむるに至るの虞なきや」との懸念を以て、在英外務大臣『グレー』の意見を聴せしめた。同大臣も加藤外務大臣の意見を諒とし、「戦争進行中特に時局発展の成り行きも逆睹し兼ねたる此の際此の種の問題を処理するは何分好ましからず宜しく適當の時期に譲りたき希望なる」旨を述べた。さらに同大臣は、「此の種露国外務大臣より在露英国大使に対し英仏露三国同盟は戦争継続中のみならず平和回復後に於いても之を維持することとしたしとて戦後に於ける同盟締結の希望を申し入れたる」旨を述べ、英国政府に於いて何等措置を執る場合には予め日本国政府にも協議すべき積もりなりと語った。

#### (四) 露国の日英仏露四国同盟提議

(222-231 : 10頁)

大正4年1月2日在露本野大使に対し、露国外務大臣は、露国の希望は単に日英同盟への露国の加入のみにあらずして、日英露仏四国同盟の形成にあり、しかも、目下英仏露三国間に成立し居る同盟は英国との関係は特に戦時を目的としたるものなるが、今回締結せんとする同盟条約は戦後迄継続すべき性質の条約としたき希望なりと述べた。

これについて、1月11日、英国外務大臣は、在英井上大使に対して、「本件露仏の提言は主義に於いて頗る歓迎する所なるも永久的同盟条約締結は戦争継続中の此の際何分時期にあらず (It would not be opportune to discuss such questions while war is going on) 宜しく戦後の商議に譲るを妥当と思考す」と述べた。さらに、「英仏露の協約に日本を加盟せしむる義に付いては成る程日本国は該協約には直接の関係なきも既に事実上英仏露三国と共同戦闘共同講和の関係に在るに付今更日本を該協約に加盟せしむるの必要なきもの如しとて日英協約第二条の規定を両大使に示し篤と説明したり」という。

これに対して、加藤外務大臣は、英国外務大臣の所言と同一の意見なること、「日本政府は日英協約により英国を介して (英仏露) 協約加盟国同様の位置に在るものなるに付日本と英仏露三国との間に新たに約束を締結せずとも日本は当然

三国同等の關係に在るものなりとの意味は英国外務大臣の説明に因り露仏政府に於いて了解したることと信ずる」旨、英国外務大臣に申し入れるよう、井上大使に命じた。この後、日英政府間に、この点をめぐる確認の覚書がやり取りされた(別紙第一・二・三号：224-230頁)<sup>5)</sup>。

## 「五 英仏露三国の単独不講和宣言(所謂倫敦宣言)に対する加盟(大正四年)」

### (一) 英仏露の単独不講和宣言と日英同盟条約第二条の解釈に関する交渉 (232-239：8頁)

大正3年(1914年)英仏露三国政府は、共同の敵に対して交戦を為しつつあった。三国間には戦後の講和に関して何の協約もなかったので、次のような各別に講和を締結しない旨の内容の約束をした。

「英国仏国及び露国政府は現戦争中は単独に講和せざる可きことを相互に約す右三国政府は講和条件を議する場合に於いていずれの同盟国も予め他の各同盟国の同意を経ずして講和条件を要求せざる可きことを約す」(232-233頁)

日本政府は、この点について英国より事前の通報がなかったために、日英同盟協約第2条に基づく「日英両国は双方同意の上講和を為す」点について英国政府に照会した。英国外務大臣は、「右宣言調印の当時欧州時局のみを考量し居りたるに付予め日本政府に通告する暇なかりしことを遺憾」とした上で、次のような覚書を渡した。

「英国政府と仏露両国政府との間には従来何等の取極無かりしに依り今次協同に従事する戦争に関し右二国政府と協約を締結したり日英両国政府間には同盟協約第二条の規定あるが故に今更めて斯くの如き協約を為すの必要なし英国政府は講和締結及び講和条件に関し仏露両国政府と取り結びたる協約は英国政府が既に負担する義務たる日英同盟協約の規定を毫も変更するものと見なす可か

---

5) 加藤外務大臣が本邦英国大使に送付した覚書の中に、次のような文章が含まれていた。

「帝国政府は……三国協約に加入せざるも日英同盟協約第二条に依り戦争の遂行及び共同講和に関し恰も右三国協約に加入し居れるが如く英国と同一の地位に在るものと了解す」(228頁)

らざること並びに英国政府が戦闘及び講和に関し日本と協同し且つ双方合意の上に於いて之を為すは言うを待たざるものなることを仏露両国政府に通告したり」(234-235頁)

日本政府は、仏露政府がこの点について同意していることを確認するために、英仏露政府との間に若干のやり取りを行ったが、その際に、在仏石井大使から加藤外務大臣に対して、次のような意見の申し出があった。

「帝国政府は此の際千九百十四年九月四日ロンドン宣言に加盟する必要あり英国外務大臣の言わるる如く帝国政府は日英同盟協約第二条の結果英仏露共同講和の関係にあるに相違なしと雖も講和条件提出に関する規定は独りロンドン宣言に依って確定せられ日英同盟協約に於いて言及せられざる所なれば宣言に加入せざる限り帝国政府は講和談判に当たり三国政府と当然同一の地位に在りと言う能わざる可し」

## (二) 伊国の倫敦宣言加入

(239-240 : 2 頁)

英国政府は、伊国がロンドン宣言に加入した旨を通知してきた。「右伊国のロンドン宣言加入に際し講和談判の際に各自が特殊利益を有する事項に関し提出する要求は互いに之を妨害せざるべきことに関する決議ありとの情報あり、在露本野大使は講和談判の際に帝国の立場を強固ならしむるが為にも極力帝国がロンドン宣言に加入すべきことを進言し来れり。」加藤外務大臣は、直ちに在英井上大使に命じてこの協定の存否を確かめさせたところ、「英国外務大臣は之を否認し日本国政府と協議せずして此の種の協定を結ぶことは断然英国政府の為さざる所なりと明示せり。」

## (三) 帝国政府の倫敦宣言加盟

(240-248 : 9 頁)

大正4年(1915年)、英仏露の勧誘を受けて、日本政府は「協議の結果閣議に於いて加入することに異議なく之を可決し、上奏裁可を経たるを以て、九月二十三日帝国外務大臣は在本邦英、露、仏、三国大使を招致し、此の旨を声明したり。」(241頁)

「帝国政府は本件は既定の関係を明確に定むるの外何等新しき約束を包含せざ

るに付枢密院に附する必要なしと決定し、其の結果公文交換の形式を最も都合よしと認め」た。英国外務大臣の提示した公文案は、日本政府の希望に合致し、10月19日付で公文の交換がなされた(246頁)。

#### (四) 五国宣言の調印 (248-252: 5頁)

大正4年11月、英国外務大臣は、伊国政府が英露仏宣言に加盟して、それを公表する旨決定したと述べた。また、「伊国は戦争参加の決定と同時に本件三国宣言に加盟し居ることなれども、右は当時の事情秘密協定となり居り其の儘公表は具合悪しきに付今回改めて公然加盟の取極を為さんとする次第なりと」も述べた。日本としては公文交換の形式を望むとしたが、「伊国政府が重大なる事項なるを以て共同宣言の形式を採用したしとの希望を容れ」、次のような宣言に署名調印した。

「仏、英、伊、日、露五国政府は現戦争中は単独に講和せざるべきことを相互に約す

右五国政府は講和条件を議する場合に於いて何れの同盟国も予め他の各同盟国の同意を経ずして講和条件を要求せざるべきことを約す」

#### 「六 第四回日露協商及び秘密同盟条約(大正五年)」

##### (一) 露国政府の対日提議 (253-255: 3頁)

第二回日露協商(明治43年:1910年)の当時より、日露両国間に同盟を締結すべきという意見は日本において存在したが、大正5年(1916年)に露国外務大臣「サザノフ」よりの伝言として、露国外務省極東局長「コザコフ」は、石井外務大臣に次のように述べた。「露国の希望するところは従前日本が露国に表彰したる厚意即ち兵器供給の件を従来より一層満足なる程度に於いて断行せられんこと是なり。此の点に於いて日本政府が我が希望する程度の供給を惜まざるに於いては露国も亦其の厚意を空しうせざるの覚悟あるは勿論なり。」

これに対して、石井外務大臣は、「露国外相閣下の意見は日露間の接近を期するにありや、或いは之に英国又は英仏両国をも加えて三国若しくは四国の接近を

企てるにありや」と尋ねたところ、「コザコフ」は、「『サザノフ』氏の意見にては日英露仏の接近を見るは均しく願わしきことなるも差し当たりの希望としては日露の協商にありと思考す」と答えた。日本政府は、臨時閣議において、日露両国の親善関係を一步進めて、同盟関係を設定するという方針を確定した(方針の内容は254-255頁)。

## (二) 帝国政府案及び露国政府対案の提示より調印まで(255-281:27頁)

先の方針に基づいて、日本政府は公示協約案及び秘密協約案を起草した(両案は255-258頁)。在露本野大使と露国外務省との間にやり取りがあった(別紙第一号・第二号:260-266頁)後に、露国外務大臣は、覚書と露国政府対案(別紙第三号:266-268頁)を本野大使に渡したが、覚書の中に「日露両国は支那に於ける其の特殊の利益に関し締結せんとする国際協定を互いに通告し其の支那に関するものは両国合意の上にあらざれば之を為さざることとするを要す」という文言があり、露国政府対案の中にも対応する条項(秘密協定第5条)があった。

日本政府は、この露国政府対案第5条に関して、本野大使に対して、次のような訓令を与えた。

「第五条の目的は日露両国互いに他の一方の権利利益に消長を来すが如き条約を第三国と締結せざるを保障するに在るべしと雖も第三国との条約締結前一々両国間に協議の成立を要することとなすは事実上煩雑にして為に機宜を失することもあるべく又本条の適用上之に該当すべき条約の範囲に付幾多疑義を生ずるを免れざるべし要するに本件の如きは之を条約上の義務とするよりは寧ろ両国相互の善意に信頼し具体的問題の生ずる毎に各自の判断に依り予め両国の協議に附すると否とを決することとして実際に差し支えなかるべしと思考するに付帝国政府は本条の削除を希望す」(270頁)

本野大使は、この訓令に基づいて露国外務大臣と交渉するが、「露国政府は是非とも本条の主旨を協約中に残したし」と主張した。本野大使は、「帝国政府は露国政府の提議を承諾せられ差し支えなかるべしと思考す」と請訓してきたが、石井外務大臣は、基本的に先の理由から、「飽く迄本条の削除を主張せられたし」との訓令を与えた(273頁)。

本野大使は、この訓令に基づいて、再度、露国外務大臣と交渉するが、大臣は譲らず、「何等かの形に於いて右の趣旨を表示し置きたし」と主張した。石井外務大臣は、このような対応ぶりは、「折角日露接近に苦心する本志と背馳することとなるべし況や露国新提案は日露親交に顧み勿論の義にして之を条文に存する理由無く斯かる不必要にして両国相互の真意を疑うの觀ある条文は是非共削除したきに付き此の趣意にて先方をして同案を撤回せしむる様御盡力を請う」(274-275頁)とした。

結局、この問題については、「其の後、露国外務大臣より露国皇帝陛下に上奏の結果、同陛下は日本政府の説明に信頼して可なりと思う故同条を削除すべしと仰せられたる由にて、茲に両国間に意見の一致を見るに至り、帝国政府に於いても閣議を経て勅裁を受け七月三日調印を了したり。」(公開条約及び秘密条約の全文は275-281頁) 公開条約及び秘密条約の前文と本文の訳文は次の通りである。 ..

#### 公開条約

「日本帝国政府及びロシア帝国政府は極東に於ける恒久の平和を維持せんが為協力することに決し左の如く約定せり

##### 第一条

日本国はロシア国に対抗する何等政事上の協定又は連合の当事国とならざるべし  
ロシア国は日本国に対抗する何等政事上の協定又は連合の当事国とならざるべし

##### 第二条

両締約国の一方に依り承認せられたる他の一方の極東に於ける領土権又は特種利益が侵迫せらるるに至りたるときは日本国及びロシア国は其の権利及び利益の擁護防衛の為相互の支持又は協力を目的として執るべき措置に付き協議すべし」

#### 秘密条約

「日本帝国政府及びロシア帝国政府は千九百七年七月三十日(十七日：ロシア歴、以下同じ)千九百十年七月四日(六月二十一日)及び千九百十二年七月八日(六月二十五日)の日露秘密協約に依り定められたる両国間の誠実なる友好関係を一層強固ならしめんことを希望し前記協約の補足として左の條款を協定せり

##### 第一条

両締盟国は其の緊切なる利益に顧み支那国が日本又はロシア国に対して敵意を有

する第三国の政事的掌握に帰せざることを緊要なりと認め必要に応じて随時隔意なく且つ誠実に意見の交換を行い前記事態の発生を防止せんが為執るべき措置に付協議すべし

#### 第二条

前条の規定に依り双方合意の上にて執りたる措置の結果両締盟国の一方と前条に記述せる第三国との間に宣戦ありたる場合には締盟国の他の一方は請求に基づき其の同盟国に援助を与うべく此の場合に於いて両締盟国はいずれも予め他の一方の同意あるに非ざれば講和をせざることを約す

#### 第三条

両締盟国の一方が前条の規定に依り他の一方に兵力的援助を与うべき条件及び該援助の実行方法は両締盟国当該官憲に於いて協定すべし

#### 第四条

両締盟国の一方切迫せる戦争の重大なる程度に適應すべき援助を其の同盟諸国より保障せらるるに非ざれば本条約第二条に規定する兵力的援助を他の一方に与うるの義務なし

#### 第五条

本協約は調印の日より直ちに実施し千九百二十一年七月十四日(一日)迄効力を有す

前記期間の終了に至る十二箇月前に両締盟国のいずれよりも本協約を廃棄するの意思を通告せざるときは本協約は両締盟国のいずれかに於いて廃棄の意思を表示したる当日より一箇年の終了に至る迄引き続き効力を有す

#### 第六条

本協約は両締盟国に於いて厳に秘密に附すべし

### (三) 英仏両国に対する内示

(281-282: 2頁)

協約締結の前に、日本政府外務大臣は、在英仏日本大使に対して、日露協約案の写しを各任国外務大臣に手交し、次のように申し添える電訓した。

(英国外務大臣に対して)

「かねて我が外務大臣より在本邦英国大使に内話したる通り先に露国大公来朝

に際し日露の接近を更に親密ならしめんとの議あり爾來兩國政府は交渉を重ね今回本協約を議了するに至れり本協約は日英同盟と其の目的及び終了期限を一にし本協約と相俟って日英同盟はいよいよ強固となるべき次第なれば英国政府が本協約の成立を歓迎せらるべきは帝国政府の堅く信ずるところなり茲に本協約調印に先立ち同盟国政府に之を内示するの光栄を有す」(281頁)

仏国外務大臣に対しても類似の対応がなされ、英仏兩國とも満足の意を表明したが、英国外務大臣は密約第四条の「同盟諸国により保障せらるるに非ざれば」の意味について質問した。これに対して、「締盟国の一方が他方より第二条規定の武力的援助を求められたる場合には先ず其の同盟国即ち日本ならば英国又露国の場合には仏国より事態相当の協力を得べきや否や確かめたる上のことにすべしとの意味と了解する旨を答へたるに同大臣は此の説明を諒としたり。」(282頁)

#### (四) 支那政府の質疑及び右に対する回答 (282-287: 6頁)

支那政府は、日露協約、特に支那との関わりについて、非公式に日本政府に対して見解を求めてきた。石井外務大臣は、回答内容について、事前に露国外務大臣において異存のないことを確認した後に、支那に対して回答をした。

#### 参考 日露協約の効力に関する在本邦仏国大使 le Comte de Martel の質問に対する回答

(昭和七年) 松田条約局長 (287-289: 3頁)

昭和7年(1932年)、仏国大使は次の通り質問した。「日露協約は千九百七年、千九百十年、千九百十二年及び千九百十六年に締結せられ当時仏国政府に内示せられ居る所『ソヴィエト』政府は諸国との以前の条約を認めず日本に関する限りに於いては千九百二十五年の日露北京条約第二条に依れば『ポーツマス』条約以外の日露間の条約取極は追って開かるべき會議に於いて之を審査し其の改訂又は廃棄を決することになり居るところその後會議は開催せられ日露協約効力問題に付何等か解決したる所ありや」。

これに対して、松田局長は、「日露北京条約第二条に予想する會議は其の後開催せられず従って本件協約の効力問題は何等決定する所なく尚取り調べの上確答

すべきも兎も角本件協約は存続し居るものとも既に消滅したりとも謂い得ざる極めて『オブスキュール』の状態に在るものなりと一応回答し置けり。」(288頁)

仏国外務省の「ランス」参事官は、仏国外務省の有する1916年日露秘密協約のテキストに基づいて、同省法律家は同協約は協約所定の存続期限たる1921年7月14日の1カ年後、即ち1922年7月14日には失効すると解釈していると述べた。しかし、松田局長は、「第五条存続期間に関する規定は如何にしても仏国法律家の主張する如き解釈を下し得ざ」る旨、回答した。

### 日露協約の効力問題に関する調

(289-290頁)

《次のような内容である。》

「一、第一回日露協約(一九〇七年七月十七日調印)

公示協約及び秘密協約共同年八月十四日日本側より英へ又仏へは露国側より同日頃内告

第二回日露協約(一九一〇年六月二十一日調印)

公示協約及び秘密協約共七月二十八日英へ又同二十九日仏へ内告済

第三回日露協約(一九一二年七月八日調印)

本協約は秘密協約のみより成る所調印前同年七月三日英仏へ内告済

第四回日露協約(千九百十六年六月二十日調印)

公示協約及び秘密協約共同年六月二十六日英仏へ内告済

右の内第四回日露協約は千九百十八年初め『ボルシェヴィキ』政府に依り発表せらる(右英訳文同年三月二日ニューヨーク『イブニング、ポスト』紙に掲載せられ『マックマレー』条約集転載)

然るに右第四回協約前文には前三回の協約を其の日付と共に引用し居るを以て事実上は協約全部公表せられたると大差なし

二、千九百二十五年日ソ間の関係を律する基本的法則に関する条約第二条は『「ポーツマス」条約以外のものは両締約国の政府間に追って開かるべき会議に於いて審査せらるべく且つ変化したる事態の要求することあるべき所に従い改訂又は廃棄せられ得べきことを約す』る旨規定し居れり其の後右条約商議中開催せられざるを以て旧条約の効力問題は今も尚右基本条約締結当時と

何等変更なき所右条約商議中両国全権間に満州に於ける鉄道接続に関する取極の如き技術的性質のものに付いては事実上『ポーツマス』条約に付随的性質を有する次第もあり実質上其の効力を認むることに付了解あり（千九百二十四年八月五日の会議）然れども其の他の条約に就いては会議中其の効力問題に触るる所なく今尚不確定の状態にあり、本件日露協約の如きも当然右の内に包含せらる

然るに本件日露協約の効力問題を實際上より見るときは露国は当然失効の立前を取り居り一方我が方に就いては前記千九百二十五年基本条約枢密院審議の際同年二月十三日有松委員の問に対し山川局長は『此等政治条約は其の効力を認めざる方日本に便宜なり』と答え又幣原大臣は『勢力範囲に関する条約、同盟条約等事態変化の結果今日之を認むる要なし又列国との関係に於いても之を認めざるを適当とす』と答え居れり」

（完）